

食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会における
技術小委員会の設置について（案）

平成 19 年 9 月 7 日
食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会長

- 1．食料・農業・農村政策審議会議事規則第 9 条の規定に基づき、農業農村振興整備部会（以下「部会」という。）に技術小委員会を置く。
- 2．技術小委員会が調査審議する事項は、次のとおりとする。
土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準の制改定並びに農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題に関する事項
- 3．技術小委員会の委員長は、部会長が指名する。
- 4．技術小委員会の委員長は、調査審議の結果を部会に報告するものとする。